平成 31 年 2 月 28 日

2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会 委員長 瀧 ロ 義 雄

御宿町議会議長 大 地 達 夫 様

2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会報告書

趣旨

- 1. 調査特別委員会の設置
 - (1)委員会の構成 定数 6名

委員長 瀧 口 泰 嘉 芳 一 吉 昭 泰 員 大 北 村 昭 泰 員 北 村 昭 泰 員

- 2. 調査事件
 - (1)調査項目 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業
- 3. 調査方法
 - (1)記録及び資料の提出
 - (2)証人尋問
- 4. 調査経過
 - (1)委員会開会状況

平成 30 年第 1 回 平成 30 年 6 月 13 日 平成 30 年第 2 回 平成 30 年 7 月 10 日 平成 30 年第 3 回 平成 30 年 8 月 7 日 平成 30 年第 4 回 平成 30 年 8 月 20 日 平成 30 年第 6 回 平成 30 年 8 月 21 日 平成 30 年第 7 回 平成 30 年 9 月 19 日 平成 30 年第 8 回 平成 30 年 10 月 17 日 平成 30 年第 9 回 平成 30 年 11 月 26 日 平成 30 年第 9 回 平成 30 年 11 月 26 日

平成 31 年第 1 回 平成 31 年 1 月 18 日 平成 31 年第 2 回 平成 31 年 2 月 1 日 平成 31 年第 3 回 平成 31 年 2 月 21 日

(2)協議会開会状況

平成30年第1回 平成30年 6月18日 平成 30 年第 2 回 平成 30 年 6 月 27 日 平成30年第3回 平成30年7月31日 平成30年第4回 平成30年9月19日 平成30年第5回 平成 30 年 10 月 17 日 平成30年第6回 平成 30 年 11 月 16 日 平成 31 年第 1 回 平成 31 年 1 月 18 日 平成31年第2回 平成 31 年 2月 1日 平成31年第3回 平成 31 年 2月 7日 平成 31 年第 4 回 平成 31 年 2 月 21 日

(3)証人尋問実施状況

御宿町長石田義廣(第1回)平成30年8月7日千葉工業大学職員氏原憲二平成30年8月16日千葉工業大学理事長瀬戸熊修平成30年8月20日御宿町長石田義廣(第2回)平成30年8月21日御宿町長石田義廣(第3回)平成30年11月26日御宿町長石田義廣(第4回)平成31年1月18日御宿町長石田義廣(第5回)平成31年2月21日

(4)参考人意見聴取実施状況

御宿町国際交流協会会長 土屋武彌 平成 30 年 11 月 26 日

- 5. 日本・メキシコ学生交流プログラム事業背景 別添 1
- 6. 調査結果 別添 2

7. 別紙

- (1)特別委員会設置についての発議
- (2)特別委員会の調査経費の変更について
- (3)各種申立書

8. 証人不出頭、記録の不提出及び偽証発言に対する告発の決定 (1)告発書

5.日本・メキシコ学生交流プログラム事業背景(別添1)

(1) 史実

慶長14年(1609年)9月30日未明、フィリピンからメキシコ(当時スペイン領ヌエバエスパーニャ)へ航海中の大型ガレオン船サン・フランシスコ号が御宿沖(当時岩和田村沖)で嵐により座礁し、乗組員373名が荒海に投げ出され命からがら砂浜に打ちあがった。村人総出で必死の救助を行い、当時フィリピン臨時総督であったドン・ロドリゴをはじめとする317名の尊い命を助けた。その後37日間着物や食事を提供しお世話をした。ドン・ロドリゴー行は当時の領主であった大多喜城主本多忠朝を介し、徳川家康や秀忠と謁見し、翌年には家康が三浦按針に建造させた新しい船で無事メキシコに帰国した。

この 400 余年前の祖先が残した勇気ある尊い行いにより日本メキシコの交流が開始され、この史実を後世に残すため昭和3年に日西墨三国交通発祥記念之碑が建立され、昭和53年には当時のメキシコ大統領ロペス・ポルティーリョが本町を訪れ哀悼の意を表した。昭和53年ゲレロ州アカプルコ市と、平成25年プエブラ州テカマチャルコ市と姉妹都市協定を締結した。平成21年皇太子殿下をお迎えし日墨交流400周年記念式典が国家事業として執り行われた。この史実を忘れないために平成22年日西墨友好の絆記念日(サン・フランシスコ号が座礁した9月30日)を制定し、広く住民に知らしめた。

(2) 事業目的

400年の時を超え、日本とメキシコの文化や社会、価値観等を相互に深く理解し、将来両国間において活躍できる人材を育成することを目的とする。

(3) 事業実施場所(国・地域)

- ・メキシコ合衆国
- ·日本国 千葉県御宿町、習志野市

(4) 事業の相手方との関係

- ・姉妹都市 メキシコ合衆国ゲレロ州アカプルコ市(昭和53年)
- ・ 同 プエブラ州テカマチャルコ市(平成13年)

(5) 事業対象者

メキシコ国内で既に日本語を学んでおり、さらに日本語能力を高め、日本の文化を学ぶ意欲のある 16 歳から 25 歳までのメキシコ全土の学生。

(6) 事業内容等

実施機関 7月上旬~8月上旬(30泊31日)

・主 催 2014日本・メキシコ学生交流プログラム 実行委員会

2015 "

2016 〃 御宿町

2017 "

・内 容 日本語学習、日本文化学習・体験、住民交流

(7) 平成31年度御宿町一般会計予算からの事業費削除までの経過

2010 年墨日交流 400 周年の年に町からメキシコ友好親善使節団が渡墨した際に、次の世代のために本町が何をやるべきか模索が始まる。2013 年にテカマチャルコ市との姉妹都市協定を締結するため、町長等が渡墨した際に事業の骨格が決められ、メキシコから事業費の交付が内示された。

事業実施にあたり、御宿町国際交流協会をはじめ、御宿アミーゴ会、在日メキシコ大使館、千葉工業大学、御宿町を中心とした「日本・メキシコ学生交流プログラム事業実行委員会」が設置され、2014 プログラム事業が実施されることになった。しかしながら初年度の事業費はメキシコからの補助金額の削減など潤沢な事業費とは程遠く、関係者が企業からの補助やチャリティーコンサート実施により資金を確保しながら、ようやく事業を実施し、成功裏に終わらせた。

2015 プログラム事業は、事業の実施に当たり国から補助金の内示を受けていたが、原資が乏しく、補助金が交付されるまでのつなぎ融資を受けるなど、事業資金の調達に苦労したが、事業は成功裏に終了した。事業終了後、次年度に向け在日メキシコ大使館からの要請を勘案し、町がプログラム事業の実施主体となることが決定され、平成28年度一般会計予算に事業費が計上された。また、同時期に議会では「日本・メキシコ学生交流事業の実施主体を変更したことについての調査委員会」が設置された。

2016 プログラム事業は、関係者の協力により成功裏に実施された。2016 年 12 月定例会で、日本・メキシコ学生交流事業の実施主体を変更したことについての調査委員会から、町事業から国レベルの事業へのステップアップを図り、町がどのようにこの事業に関わっていくか、費用対効果、実施体系等の再検証・再検討することの必要性が報告された。しかしながら 2017 プログラム事業は、この議会から報告に対応せず、従来どおりの事業を実施するにとどまった。

2018 プログラム事業は、平成30年第1回定例会の一般会計予算案に事業費が計上されたが、この事業による住民への経済効果、国際意識の醸成等再検討するべき時期であり、この事業を町が主体で行う有効性、優位性は見出せないとし、事業費が削除された。

- (8) 2018 日本・メキシコ学生交流プログラム事業及び本委員会の実施状況 平成 29 年度
 - 2月 1日 業務委託契約(口答)
 - 2月13日 フェイスブック広告
 - 2月15日 ホームページ公開
 - 2月17日 ホームページドメイン更新
 - 2月25日 ポスター掲載
 - 2月15日 募集開始
 - 2月20日 平成30年度一般会計予算修正可決(本事業費削除)
 - 3月22日 元一等書記官バサーニェス氏に予算が無くなった旨メールで伝達。
 - 〃 事業中止了解、事業中止掲載する旨の返信
 - 3月27日 千葉工業大学に説明(石田町長)
 - 3月29日 メキシコ大使館に説明(石田町長)

平成 30 年度

- 4月2日 千葉工業大学に説明(石田町長)
- 4月15日 募集締切り(54名)
- 4月16日~30日 選考期間(事実)
- 5月 1日 合格発表(10名)(事実)
- 5月 2日~10日 参加料集金
- 5月7日 産業建設委員長申入れ(石田町長)
- 5月 7日~11日 選考期間 (ホームページ上)
- 5月8日 瀧口議員他3名と副町長他2名打合せ
- 5月11日 千葉工業大学理事長面談(石田町長)支援決定
- 5月16日 合格発表 (ホームページ上)
- 6月8日3月定例会議会だより発行
- 6月10日 新聞折込チラシ(石田町長、石井議員)
- 6月13日 緊急質問、100条委員会設置
- 6月14日 新聞報道(100条)
- 6月15日 町長辞職勧告決議 可決
- 6月16日 新聞報道(辞職勧告)
- 7月 2日 メキシコ学生来日 プログラム開始
- 7月10日 第2回100条委員会
- 7月11日 業務委託契約書締結(書面確認)
- 7月25日 記録の提出①
- 8月 1日 メキシコ学生帰国
- 8月7日 第3回100条委員会 証人尋問(町長①)
- 8月16日 第4回100条委員会 証人尋問(氏原氏)

- 8月20日 第5回100条委員会 証人尋問(瀬戸熊理事長)
- 8月21日 第6回100条委員会 証人尋問(石田町長②)
- 9月 3日 記録の提出②
- 9月 5日 会議録町ホームページで公開(第3回~第5回)
- 9月19日 第7回100条委員会
- 9月20日 会議録町ホームページで公開(第6回)
- 10月 4日 記録の提出③
- 10月17日 第8回100条委員会
- 10月31日 記録の提出④
- 11月26日 第9回100条委員会 証人尋問(石田町長③)
- 1月16日 会議録町ホームページで公開(第9回)
- 1月18日 第1回100条委員会 証人尋問(石田町長④)
- 2月 1日 第2回100条委員会 記録の提出⑤
- 2月21日 第3回100条委員会 証人尋問(石田町長⑤)、委員会報告
- 2月25日 議員協議会報告
- 2月28日 臨時議会 2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査 特別委員会報告
- 3月 8日 議会だより号外発行

ア 学生募集、選考について

※ 本報告書における為替レートは、1ペソ=6円、1USドル=110円とする。 ホームページの掲載 平成30年2月15日

問題点

- ・本事業の協賛として全日本空輸が、後援として日本国外務省及び千葉県が募 集広告やポスターに記載されているが、協賛や後援等の許可を得ていない。
- ・平成29年度に本事業に関する予算はない。また、平成30年度御宿町一般会計予算から本事業に関わる予算が削除された時点で町の事業ではなくなったにも関わらず、御宿町役場産業観光課を事務局として記載している。
- ・過去に行われた事業では、往復国際線航空費と登録費は参加学生の負担で、 それ以外は町の負担となっており、2018 年事業の募集ホームページには、参 加費用 2,650US ドル(合格学生1人分)と記載され、参加費用の内訳は往復 国際線航空費、4週間分の中級日本語コース料金(教材費を含む)、公式日程 中の参加経費、滞在ホームステイ費用、日本国内の移動交通費、登録費とさ れていた。

しかし、学生が参加費用として負担した金銭については、往復国際線航空費以外は、10人の合格学生の参加費(約100万円)が募集ホームページに記載された用途とは別用途の学生募集、選考、事務経費として使われている。

・2月13日にフェイスブックに広告を掲載、2月15日に募集ホームページを

公開、2月17日にホームページドメインを更新、2月25日にポスター掲載している。町の予算に本事業に関わる経費が計上されていないのにも関わらず、事業費を私人が立て替えて支払いをしていた。

ホームページでは、募集期間は3月15日から4月15日まで、選考期間5月7日から5月11日まで、合格発表は5月16日とされていたが、実際は、募集期間は掲載と同様、選考期間は4月16日から4月30日まで、合格発表5月1日となっており、募集掲載と実施日が異なる。

イ 千葉工業大学について

・過去の事業における役割

御宿研修センター及び習志野学生寮における宿泊及び朝昼夕の食事の提供、日本語講師の派遣、日本人学生との交流、世話係としての大学職員の派遣、終了証の発行などの役割を担っていた。

・本事業における役割

町との包括連携協定により役割分担の他、日本国内での学生滞在費用、経費等の全額支出をした。さらに例年以上に大学職員を本事業へ当てた。

問題点

- ・千葉工業大学は、町との包括連携協定を理由として、本事業への関与はできない。この協定は予算を伴わない協定であるとして議会の議決を経ていないため、町条例により予算を伴う事業はできない。
- ・町事業として学生滞在費用、経費等の全額を支出する上で、町に本事業費用を 一旦納入しなければならなかった。
- ・地方自治法に違反すると思料される事業に関し、教育機関として関与したこと が問題である。
- ・8月20日千葉工業大学瀬戸熊理事長の証人尋問の後に、大学が作成したビラを大学職員が配布した。
- ・行政文書を作成した。
- ・学生から徴収された参加費用のうち、日本滞在分約 100 万円分は、本来千葉工業大学が負担しなくてもよい費用であり、損害を受けている。

ウ 業務委託契約について

- ・口頭契約の締結日 平成30年2月1日
- ・書面契約の締結日 平成30年7月11日
- ・受託者 プレ・テキストス・オーガニゼーション・メヒコ 代表者タチナ・エレナ・ベルトラン・イ・フーガ・ナバーロ (元一等書記官であるバサーニェス氏の母親)

• 契約内容

学生募集、選考、参加学生の往復航空チケットの手配・支払い、旅程の説明、 参加料(往復航空チケット代金、学生の募集、選考等に要した人件費や実費等 の経費)の徴収、精算にかかわる業務を町がプレ・テキストスに委託している。 また、参加者からの徴収金を募集・選考等に要した人件費や実費等の経費に当 てるとされている。

- ・委託期間 平成30年2月1日から平成30年8月末日まで
- ・学生参加料金 1人あたり 2,650US ドル

問題点

- ・プレ・テキストスは契約時に法人登記、法人からの委任状、署名者のパスポートを提示していない。
- ・プレ・テキストスは旅行業の資格がないため航空チケットの手配はできない。
- ・本事業が町事業であるなら、私人が学生から参加料を集めることも、経費を支払うこともできない。
- ・ゼロ円契約書ではなく、徴収が委託された参加料 2,650US ドル×学生 10 人分が契約金額となっている。
- ・事業費が支出されているのに消費税が納められていない。
- ・業務委託契約の参加料の記載と募集ホームページの参加料の記載、平成30年度 一般会計予算要求内容に矛盾が生じており、どの記述が正しいのかわからない。
- ・国際契約に記載すべき、契約書の原本はどの国の言語で記載するのか。どの国 の法律を準用するのか。紛争が起きたときの対処する場所の記載が条項として 記載されていない。
- ・町の委託した顧問弁護士がいるのに、私選弁護士が業務委託契約書を作成している。

6.2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査結果(別添2)

平成30年御宿町議会第1回定例会において、平成30年度(2018年度)の日本・メキシコ学生交流プログラム事業(以下、「本事業」という。)の事業費は、平成30年度御宿町一般会計予算から削除する修正案が提出され、賛成多数で可決された。

平成 30 年度当初において、本事業に係る予算は全て削除されたにも関わらず、石田義廣町長は、町の事業として本事業を行っていたことが発覚した。

予算の裏付けがないまま事業を行うことは、議会の議決を否定する地方自治法を逸脱する行為であり、議会として看過できない問題であることから、本事業に関する事項について調査をするため、平成30年御宿町議会第2回定例会において、2018日本・メキシコ学生交流プログラム事業調査特別委員会(以下、「本委員会」という。)が設置された。

地方自治法第1条の2第1項では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする」とされており、「日本・メキシコ学生交流プログラム事業」は、単年度ごとの独立した事業なおかつ外国人を対象とする事務であることから、地方自治法における「自治事務」とするには「議決」が必須と解され、これまで実施の決定は事業予算の議決によってなされてきた。

本事業が町の事業であるならば、事業予算の議決を受けたのち、会計年度である 2018 年 4 月 1 日以降に実施することが地方公共団体として当然だが、実施年度前で、 なおかつ予算案の提案がされていないにも関わらず、石田義廣町長は、2018 年 2 月 1 日に独断かつ秘密裏に外国人等に町の事務を請け負わせ、2018 年 2 月 15 日からホームページを使い、御宿町の事業として参加学生の募集を行った。さらに、参加者募集に用いたホームページやポスターには後援として外務省や千葉県などの公的団体の名が記載されていたが、許可を得ないまま無断で掲載した。手続きについては、学生募集広告の掲載から大幅に遅れた 6 月に外務省宛に申請書が提出されたが不許可となっている。千葉県には後援申請すらしていない。

本事業の予算が平成30年度(2018年)予算書から削除された後も、石田義廣町長は本事業を中止することなく、参加学生を5月に決定し、業務を請け負わせた外国人等に参加料金の収受を行わせ、千葉工業大学に日本国内における学生の受け入れを実施させた。

これらは「町の事業」として順守しなければならない行政通則、会計法等を適用していない。町の顧問弁護士からは、本事業の実施について明確に是とする見解はなく、役場職員の対応についても、行政事務においては法令順守を基本とする上で、本事業への事務的関与はない。

さらに、プログラムの終了証書授与式はこれまで在日メキシコ大使館で行われ、認 定証も交付されていたが、本事業では、在日メキシコ大使館が会場として使用できず、 認定証も交付されずに、千葉工業大学のキャンパスで終了証書授与式が行われた。在 日メキシコ大使館の関与がなければ事業が実施できないとしてきたこれまでの町長 の発言とも矛盾する結果となった。

本委員会では、御宿町の尊厳と名誉の回復と、石田義廣町長の人権に十分な配慮をし、審議を進めてきた。証人による尋問の内容及び関係書類を審査したが、地方自治法や行政通則に照らして、何一つ正しいものはなく、町の公式事業ではないと断じざるを得ない。事実として、石田義廣氏個人が町の名と町長の職印を使用し、私的事業を行っていたと見るのが妥当であり、石田義廣町長が職権を乱用し、公私を混同し、町政を私物化したものと結論付けた。

今回の事件は、行政の長が議会の議決や法令を無視し、執行権を乱用するという全国に類例のないものであり、こうした事がまかり通るならば、町民の税金を預かり法令に則り事務を行うという「地方公共団体」としての信頼が揺らぎ、町民の納税意識がそがれる事につながると考える。同時に、法令より自己の目的を優先させるこうした行為は、御宿町のみならず、在日メキシコ大使館、日本国、千葉県等への信頼を失墜させ、私たちの祖先が400年前からつむいできた歴史に汚点を残した。

地方自治法や条例等の法令を順守することは、地方公共団体の長の責務である。

石田義廣氏はこの責務を果たさず、御宿町を統轄し代表する者として明らかに不適 任であると確認し、本委員会の報告とする。

なお、調査において判明した虚偽答弁や虚偽書類は本委員会として 別途告発するものとする。

1) 本事業を町の事業として見た場合(詳細)

①-1 地方自治法第 208 条

普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日 に終わるものとする。

地方自治法第243条

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、 又は私人をして行わせてはならない。

平成29年度一般会計予算に計上されていない本事業を、町事業と称して、平成29年度中から先行実施し、平成29年度予算に予算がない平成30年度事業を先行して執行していた。2017年度から学生募集のためのポスター作成、ホームページドメイン料、広告費、交通費、業務委託契約を執行2018年度の事業である本事業を、前年度に実施していた。

-2 地方自治法第 210 条

一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算 に編入しなければならない。

町の事業として、現地メキシコで学生募集・選考のための経費として参加学生から参加料として徴収させた。この集めた参加料は町の事業費として町に納入しなければならない。

-3 地方自治法第 243 条

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委託し、又は私人をして行わせてはならない。

町長は徴収業務をメキシコの私人に行わせた。

-4 本事業に係る学生渡航チケットを、旅行業の資格がない受託者が取り扱った。みかどトラベル鈴木氏の渡航チケット購入の事実はない。さらに人件費の授受もない。

(虚偽答弁、虚偽書類の提出)

-5 本事業の学生募集に際し、外務省、千葉県、全日空の後援許可もなしに、 後援者として無断で記載していた。

(虚偽記載)

②従来町が費用負担していた学生募集費用を、参加費用と称して本事業の学生募集・選考、広告、人件費等の経費を、合格した10名の学生だけに負担をさせた。 (虚偽記載、説明責任)

③ 地方自治法第96条第1項

普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。 (略)・・・第2号 予算を定めること。

地方自治法第 138 条の 2

普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

平成30年度一般会計予算から本事業経費を削除した議会の議決を無視し、予算のない事業を実施した。地方自治法で議会に与えられた権限を無視した。

④ 地方自治法第 210 条

一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編 入しなければならない。

地方自治法第232条の5第1項

普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これをすることができない。

地方自治法第232条の5第2項

普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、 前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれをすることができ る。

地方自治法第243条

普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

-1 本事業経費を千葉工業大学が支出したことについて、本来一旦町に事業 費用を納入しなければならないが納付していない。(法 210 条)

- -2 町の代わりに費用を立て替えている。(法 232 条 5 項)
- -3 町事業の支払いを私人に行わせた。(法 243 条)
- -4 千葉工業大学との包括的連携に関する協定に基づき本事業を実施したことは、予算を伴わない協定として締結された町の条令違反となる。(町条例)
- ⑤町の事業と称して公文書の発行。学生募集ホームページ、外務省をはじめ後援申請書の作成、業務委託契約書の作成と契約締結、歓迎式開催通知の作成、成果発表会開催通知の作成については、町職員に知らせず、事務手続きも行わず、外部の団体に作成させ、発行に関しては町長の公印を独断で使用した。

(外務省への後援申請書の作成を担当課長が作成した。虚偽答弁)

⑥町が作成した御宿町国際交流協会の名簿等を、独断で千葉工業大学に渡し、ホームステイ候補者名簿、歓迎式・成果発表会招待者名簿を作成させた。

(個人情報漏洩)

問題点

- ・地方自治法第 138 条の 2 において「普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う」とされているが、普通地方公共団体として、法令順守と住民福祉の向上を当然の責務としているが、一切の法令を順守していない。なお、町を代表する町長自らが法令を守らない。
- ・町事業執行にあたり、口約束の業務委託契約締結はない。
- ・地方自治法第96条第1項では、議会の議決事件が定められており、第2号に「予算を定めること」とされている。平成30年3月20日平成30年御宿町議会第1回定例会において平成30年度一般会計予算が修正可決(本プログラム事業費削除)されたことを厳粛に受け止め、事業を中止しなければならなかった。

- 2) 本事業を私的事業として見た場合(詳細)
 - ① 平成30年3月20日平成30年御宿町議会第1回定例会において、平成30年度 御宿町一般会計予算では、予算案に計上されていた本事業予算(2,318千円)が 削除され、修正可決された。このことにより本事業は、町の事業ではなくなっ た。
 - ②-1 平成30年2月1日に事業実施の口約束を、メキシコ本国の元一等書記官とかわす。その後、平成30年7月11日にこの口約束を書面化した業務委託契約書なるものが作成された。行政手続きを逸脱し、平成29年度中も平成30年度中も事業予算が計上されていないため、有効な業務委託契約とは言えない。

(石田義廣個人の契約は明白である。)

-2 本事業の学生募集のホームページ上の掲載が平成30年2月中旬から開始された。本事業において、協賛、後援の許可を取っていない全日本空輸(協賛)、日本外務省(後援)、千葉県(後援)の名称が無断使用されていた。

(石田義廣個人の判断で掲載した。)

-3 本プログラム事業事務局と称して、町産業観光課が窓口とされていたが、 平成30年度の産業観光課の事務分掌には本事業は存在していない。

(石田義廣個人の判断で掲載した。)

-4 本事業への参加費用の内容の大幅変更と学生負担の増大。

過去4回のプログラム事業は、日墨間の渡航チケット(往復)、期間中の保険料金、参加料金(18,000円)、お小遣い(5~6万円) 計約20万円の負担であった。

本事業の参加費用は、日墨間の渡航チケット(往復)、期間中の保険料金、4週間分の中級日本語コース料金(教材費含む)、公式日程中の参加経費、滞在ホームステイ費用、日本国内の移動交通費、登録費、お小遣い(5~6万円)計約35万円の負担であり、比較すると約15万円の学生負担が増大した。

(参加学生の負担の増加を承知していた。)

-5 学生から日本国内で必要な経費として徴収した約10万円分は、使用目的を 学生募集、選考をするための経費としてメキシコ国内で使用した。

(石田義廣個人の判断で私的流用させた。)

- -6 本事業の学生からの募集申請期間は3月15日~4月15日であった。 (石田義廣個人の判断で募集を行った。)
- ③平成29年度、平成30年度一般会計予算に本事業の予算がなく、担当課、役場職員のかかわりもなく、事業の実施に当たって、メキシコ国内の事業協力者、委託事業者への指示、判断、事業費用の調達を、石田義廣が独断で事業を進めた。 (石田義廣個人の判断で事業を行った。)
- ④本事業実施のための事業執行伺い文書、協賛、後援申請伺い文書、各種通知伺い 文書等、町が行う事務についての伺い文書が作成されていない。 (町の事務が一切行われていない。)
- ⑤本事業の日程に公的日程(役場表敬訪問、小・中学校訪問)が組まれなかった。 ごく一部の住民との交流になっており、民間事業者が行う体験旅行と同様の内 容となった。

(町事業として体をなしていない。)

⑥例年ホームステイの受入を快くしている御宿町国際交流協会会員や一般町民からも、町の事業として認められていない事業としてホームステイの受入を敬遠された。

(一般住民も町事業として認めていない。)

- ⑦私設弁護士を登用し、公務として行う業務委託契約書の作成を行わせた。 (自分の身は自分で守ると答弁し、石田義廣個人の事業として認めている。)
- ⑧千葉工業大学に町が所有する名簿を渡し、期間内に行われた式典の公的通知を作成させた。

(石田義廣個人の判断で行った。)

問題点

- ・石田義廣個人が全て判断して行った。
- ・御宿町、御宿町長の名称を乱用し、信用させ、千葉工業大学や参加学生から事業 実施費用を払わせた。また、ホームページを公開し、日本に興味を持っているメ キシコ学生をだました。
- ・御宿町長の公印(職印)を乱用し、業務委託契約の締結、公的機関の後援申請、各 種通知の発行をした。
- ・石田義廣の私的事業の実施により、本来執行しなければならない平成30年度の町 事業執行に混乱をきたし、事務を停滞させたことについて、住民に対して説明責

任を果たしていない。

- 御宿町の史実をもとに築き上げてきた信用、信頼を著しく貶めている。
- ・本事業が石田義廣の私的事業のため、それを公的事業にしようとしたため、証言 が二転三転し、石田氏本人も混乱している。
- ・学生の渡航チケット購入に当たり、メキシコ国みかどトラベルが手配したとしているが、本プログラム事業の渡航チケット手配にみかどトラベルは関与していない。また、人件費の支出がプレ・テキストスからみかどトラベル鈴木氏に支払われたとの書類の提出があったが、この人件費について鈴木氏は受け取っていないため、石田義廣は虚偽の答弁をした。さらに、この人件費の支払いに関する提出書類も、虚偽書類とした。